

# 裁 決 書

審査請求人

処分庁 福祉事務所長

審査請求人から平成 22 年 9 月 15 日付けで提起された生活保護費返還決定処分に係る審査請求については、次のとおり裁決します。

## 主 文

処分庁が平成 22 年 7 月 6 日付けで行なった生活保護法第 63 条の規定による費用返還金決定処分は、これを取り消します。

## 理 由

### 1 事実関係

調査したところ、次の事実が認められます。

- (1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、処分庁に対し、平成 22 年 1 月 22 日付けで、平成 21 年 10 月、11 月及び 12 月分に係る収入申告書を提出した。当該収入申告書のその他の収入欄には、平成 21 年 11 月分として年金 円、同年 12 月分として年金 円及び企業年金 円と記入されていた。
- (2) 請求人は、処分庁に対し、平成 22 年 4 月 13 日付けで、平成 22 年 1 月、2 月及び 3 月分に係る収入申告書を提出した。当該収入申告書のその他の収入欄には、平成 22 年 2 月分として年金 円、同年 4 月分見込として年金 円と記入されていた。
- (3) 平成 22 年 6 月、処分庁は、平成 21 年市民税課税調査において、請求人が平成 21 年に年金収入を得ていることを確認し、この時点において、請求人が処分庁に既に提出していた収入申告書の内容について確認した。
- (4) 平成 22 年 6 月 29 日、処分庁は、来庁した請求人から、年金の振込みがあった貯金通帳を確認し、平成 21 年 11 月から平成 22 年 6 月分までの年金受給額を確認した。当該貯金通帳の年金収入額に関する記載は、次のとおりであった。

- ① [REDACTED] (21-11-13) 「年金」
- ② [REDACTED] (21-12-01) 「キョウネンレンゴ」
- ③ [REDACTED] (21-12-15) 「年金」
- ④ [REDACTED] (22-02-15) 「年金」
- ⑤ [REDACTED] (22-04-15) 「年金」
- ⑥ [REDACTED] (22-06-01) 「キョウネンレンゴ」
- ⑦ [REDACTED] (22-06-15) 「年金」

なお、同日現在、請求人が保有する貯金残高は、[REDACTED] 円であった。

- (5) 平成 22 年 7 月 6 日、処分庁は、ケース診断会議において、平成 21 年 11 月から平成 22 年 4 月までの年金収入計 [REDACTED] 円について、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。)第 63 条を適用することを決定し、同年 6 月以降の年金収入額については、同年 6 月及び 7 月分の保護費を再計算し、同年 8 月分以降の保護費で収入認定することとした。
- (6) 処分庁は、来庁した請求人に対し、平成 22 年 7 月 6 日付けの「費用返還決定通知書」において、法第 63 条に基づき [REDACTED] 円(平成 21 年 11 月から平成 22 年 4 月の年金収入額相当額)の返還を求める処分(以下「本件返還処分」という。)を行い、同年 7 月 30 日、当該書面及び同年 7 月 26 日付けの「生活保護法第 63 条(費用返還義務)について(通知)」を請求人に手交した。

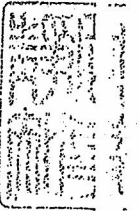
## 2 請求人の主張

請求人は、以下の大要のとおり主張し、本件返還処分の取消しを求めています。

- (1) 本件返還処分は、単純に担当者が、請求人が適正に行った収入報告の記載を見落としたために年金受給の事実を把握できなかったという、行政側の単純ミスによるものである。処分庁の過失の程度は大きい。
- (2) 法第 63 条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」である場合に適用される。即ち、同条は、急迫の場合などで資産はあってもすぐにはその活用ができない場合であって、その時その場の状況において必要な保護が行われた場合に、その処分自体は有効としておき、費用だけは事後的に徴収するという事後調整を可能にする規定である。

そして、急迫の場合「等」とは、例えば実施機関及び被保護者が予想もなかったような収入があったことが事後になって判明した場合をいうと解されている。

本件のように行政側がミスを犯し、漫然と資力があると誤認したような



場合まで「急迫の場合等」に含めて解釈することは、断じて許されず、法第 63 条を適用して受給者に保護費の返還を迫るのは、明らかな誤りである。

- (3) 法は、日本国憲法第 25 条の理念に基づくものであって、国民の最低限度の生活を保障するための法律である。「最低限度の生活」を強いられている者が返還の義務を負うということは、「最低限度」の水準をさらに下回る生活を強いられることになるということである。したがって、このような事態は可能な限り回避されるように法は解釈されなければならない。

よって、仮に実施機関の単純ミスがあった場合にも、本条の適用によって被保護者が「最低限度」以下の生活を強いられることが可能になるのだとしたら、法の趣旨を逸脱する憲法違反の解釈であると言わざるを得ない。

- (4) 「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)の問 13-2 に生活保護においても、「収入の増減が事後になって明らかとなっても何らかの調整を考えるべき範囲は 2 か月程度と解すべきである。」「行政処分自体に安定性が要請されると同様、行政処分の相手方にとっても行政処分がいつまでも不確定であることは妥当でないからである。」と指摘がされている。

したがって、遡及的な収入認定の範囲を超え、それ以上の収入分について法第 63 条を違憲的に解釈して被保護者に返還を義務付けることは許されない運用である。

- (5) 処分庁は、平成 22 年 6 月分及び 7 月分の年金収入については、単に収入増が明らかになった場合ということで遡及的な支払いを求める一方で、それ以前の年金収入については、法第 63 条を根拠に返還を求めており、全く一貫性がない。

本件のように処分庁が単純ミスを犯しておきながら、このような便宜的な処理を行って受給者に過度の負担を迫る結果となることは断じて許されるべきではない。単純ミスを犯して収入認定をしてしまった場合は、法 63 条の適用場面ではない。よって、本件返還処分は違法である。

### 3 処分庁の主張

処分庁は、以下の大要のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めています。

- (1) 本件返還処分は、請求人の収入申告書が提出されてから約半年後に行われたものであるが、当該処分の時点において請求人に対する法第 63 条の規定に基づく費用返還請求権の消滅時効は成立していない。
- (2) 請求人が年金を受給した事実は明らかであることから、当該年金の受給の時点において「資力がある」と判断して同条を適用した本件処分に何ら

違法・不当はない。

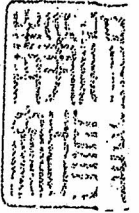
#### 4 判断

- (1) 法第 63 条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定しており、「生活保護法の解釈と運用（厚生省社会局保護課長 小山進次郎著）」によれば、当該規定の「急迫の場合等」の「等」については、「調査不十分のため資力あるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合或いは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額な決定をした場合等である」とされています。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下この項において単に「局」という。）第 10 の 2 の (8) においては、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第 80 条を適用すべき場合及び (7) のエによるべき場合を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月及びその前月までの分に限る。）を次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと」とされています。

さらに、問答集の問 13-2 「扶助費の遡及支給の限度及び戻入、返還の例」において、「3 収入の増減が明らかとなった場合の取扱い」の中で、「既に支給した保護費の一部（場合によっては全部）を返還させるべき場合は、局第 10 の 2 の (8) により、その返還を要する額を次回支給月以後の収入充当額として計上することによって調整することができる。この取扱いは、遡及変更が 2 か月までできるので、この戻入分を翌月の収入に繰入れることができることとしたものである」とされており、続く留意する必要がある点の中に「ア この取扱いが認められるのは、確認月及びその前月までの分として返納すべき額に限ること。したがって、それ以前の返納額は、法第 63 条により処理すべきである」とされています。

これを踏まえて本件返還処分についてみると、処分庁は、請求人から年金収入について報告を受けていたにもかかわらず、これを収入認定せず、保護の決定を誤って不当に高額な決定をしていたものであると認められるので、処分庁が、請求人に対して誤って交付した保護費について、法第 63 条に基づく費用返還を求めたこと自体については、直ちに違法又不当であると判断することはできません。



(2) しかしながら、法第 63 条に基づく返還額については、問答集の間 13-5 「法第 63 条に基づく返還額の決定」において、「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである」としながらも、「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない」とされ、「次の範囲」としてアからオの 5 項目が示され、その「エ」において、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」とされており、返還額の決定については、実施機関の裁量に委ねられています。ただし、法第 63 条に基づく返還額の決定についての実施機関の裁量は、全くの自由裁量というべきではなく、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害するかどうかについて、実施機関の判断に合理性がなく、その判断について、裁量権の逸脱ないし濫用がある場合には、違法というべきであると考えられます。

また、問答集の間 13-5 の(3)において、「返還額の決定は、担当職員の判断で安易に行うことなく、法第 80 条による返還免除の決定の場合と同様に、そのような決定を適当とする事情を具体的かつ明確にした上で実施機関の意思決定を行うこと」されています。

これに照らして本件返還処分についてみると、まず、処分庁が収入認定額を誤った金額のうち、平成 21 年 11 月分から平成 22 年 5 月分については、当該期間の年金収入の全額に相当する [REDACTED] 円であり、当該金額が、法第 63 条に基づく本来の要返還額の全額であると認められます。

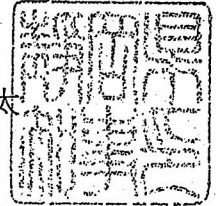
次に、処分庁は、請求人が平成 22 年 6 月 29 日に処分庁に提示した預金通帳から同日時点での貯金残高が [REDACTED] 円であることを確認しているにもかかわらず、本来の要返還額の全額を返還額とすることが請求人の自立を著しく阻害するか否かについて、検討を行ったことを示す証拠はありません。

本件については、処分庁が、自らの瑕疵により保護費の不当な過払いをしているものであるため、請求人が、当月分として支給された保護費を当月の生活のために消費した可能性もあり、請求人が保有する貯金残高が本来の要返還額を下回る金額であったにもかかわらず、処分庁が本件返還処分において行った判断は、本来の要返還額の全額を返還額とすることが請求人の自立を著しく阻害するか否かについて十分に検討した上で行われた合理的な判断であるとは認められず、その判断において、裁量権の逸脱ないし濫用があると認められるため、違法な処分であると判断されます。

- (3) 以上から、本件返還処分については、違法な処分として取消しを免れないものと判断し、本件返還処分の取消しを求める請求人の請求は、理由があるので主文のとおり裁決します。

平成 22 年 11 月 5 日

審査庁 静岡県知事 川勝 平太



### 教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として(訴訟において市を代表するものは市長となります。)決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として(訴訟において県を代表するものは知事となります。)この裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)